

金融庁
平成23年度税制改正要望項目

平成22年11月
内閣府副大臣 東 祥三

平成23年度税制改正要望に関する基本的考え方

「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)も踏まえ、「新金融立国」の実現を目指すなど、以下の考え方を柱として、必要な税制上の措置を要望する。

主な具体的要望項目

1. 経済の持続的な成長への貢献

- ◆ 現下の経済金融情勢等に鑑み、上場株式等の軽減税率の延長
- ◆ 金融商品に係る損益通算範囲及び損失繰越期間の拡大

2. アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立

- ◆ イスラム金融に関する所要の税制措置
- ◆ 証券貸借取引に関する所要の税制措置
- ◆ 国際課税原則の見直し(「総合主義」から「帰属主義」への変更)

3. 国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大

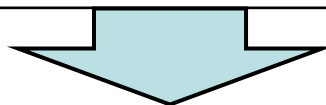
- ◆ 特定口座の利便性向上に向けた所要の措置
- ◆ 店頭デリバティブ取引等の申告分離課税化

1. 経済の持続的な成長への貢献(1)

◆上場株式等の軽減税率の延長

【現状及び問題点】

- 上場株式等の配当・譲渡所得の軽減税率(10%)は、平成23年末に期限切れ
⇒ 平成24年1月から、本則税率(20%)に移行予定
- 一方、現下の経済金融情勢、配当の二重課税問題等に鑑みれば、経済の持続的な成長を支える資金の供給促進に係る政策的要請は引き続き大



【要望事項】 上場株式等の配当・譲渡所得に係る軽減税率を延長すること

【参考】 経済金融情勢の推移

		平成14年 (軽減税率の導入決定時)	平成20年 (前回の延長決定時)	平成22年 (今回)
日経平均株価		8,579円	8,860円	9,202円
GDP	実質	505兆円	554兆円	540兆円
	名目	491兆円	505兆円	479兆円
完全失業率		5.4%	4.0%	5.0%

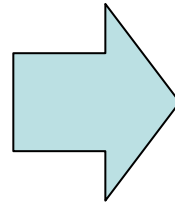
(注) 日経平均株価は、平成14、20年は12月末、平成22年は10月末の終値
名目・実質GDPは、暦年ベース。ただし、平成22年は4-6月期の2次速報値
完全失業率は、平成14年、20年は12月期。平成22年は9月期の速報値

月例経済報告

平成22年9月 基調判断(抜粋)

- ・ 景気は、引き続き持ち直しており、自律的回復に向けた動きも見られるが、このところ環境の厳しさは増している。
- ・ 先行きについては、海外景気の下振れ懸念や為替レート・株価の変動などにより、景気が下押しされるリスクが強まっている。また、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である。

1年8ヶ月
ぶりに
下方修正



平成22年10月 基調判断(抜粋)

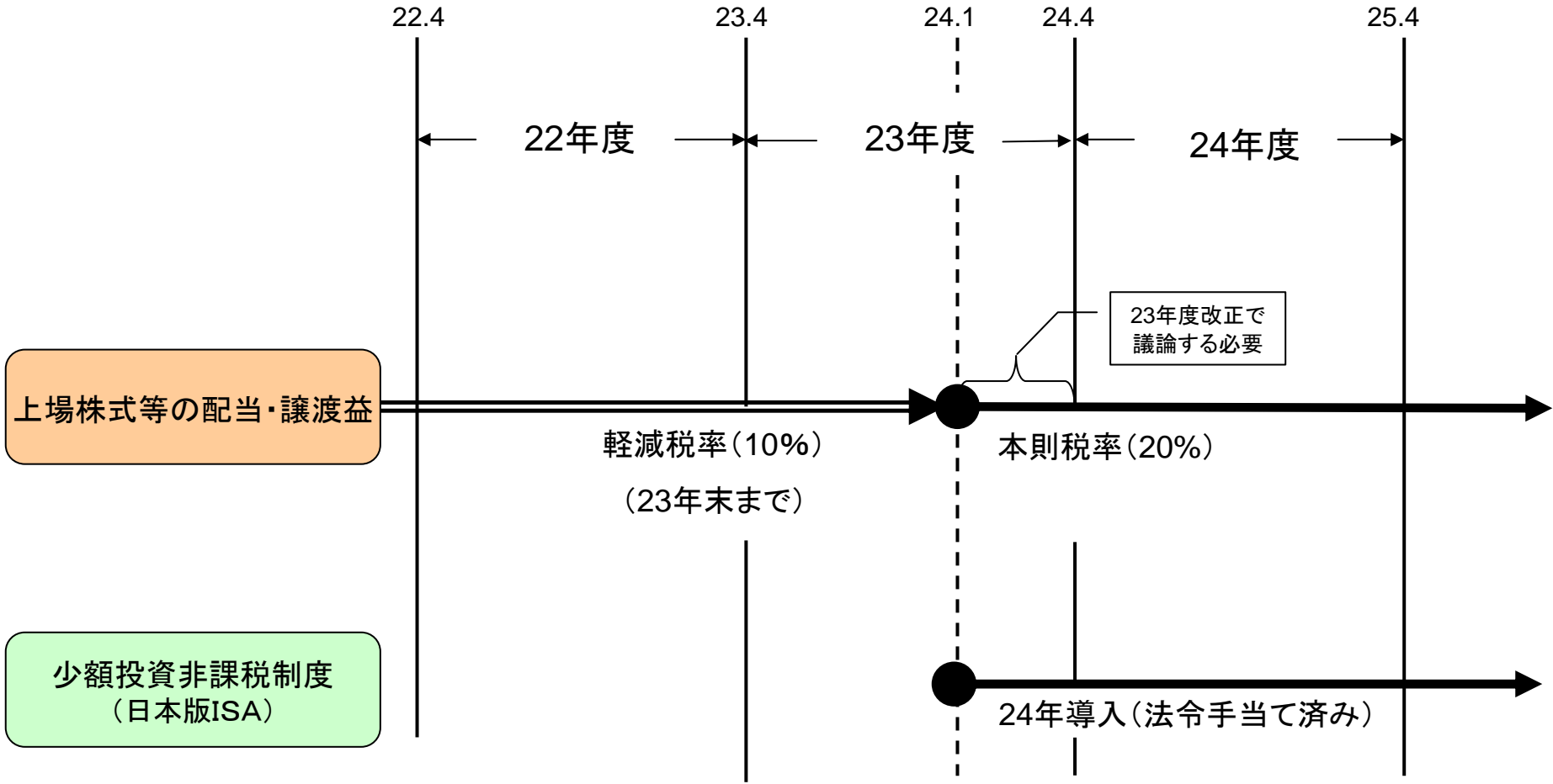
- ・ 景気は、このところ足踏み状態となっている。
- ・ 先行きについては、海外景気の下振れ懸念や為替レート・株価の変動などにより、景気がさらに下押しされるリスクが存在する。また、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である。

IMFによる世界経済見通しの推移

(単位: %)

	2010年4月時点 での予測	2010年7月時点 での予測	2010年10月時点 での予測
日本の2011年の経済成長率の見通し	2.0	1.8	1.5

(参考1) 現行の証券税制



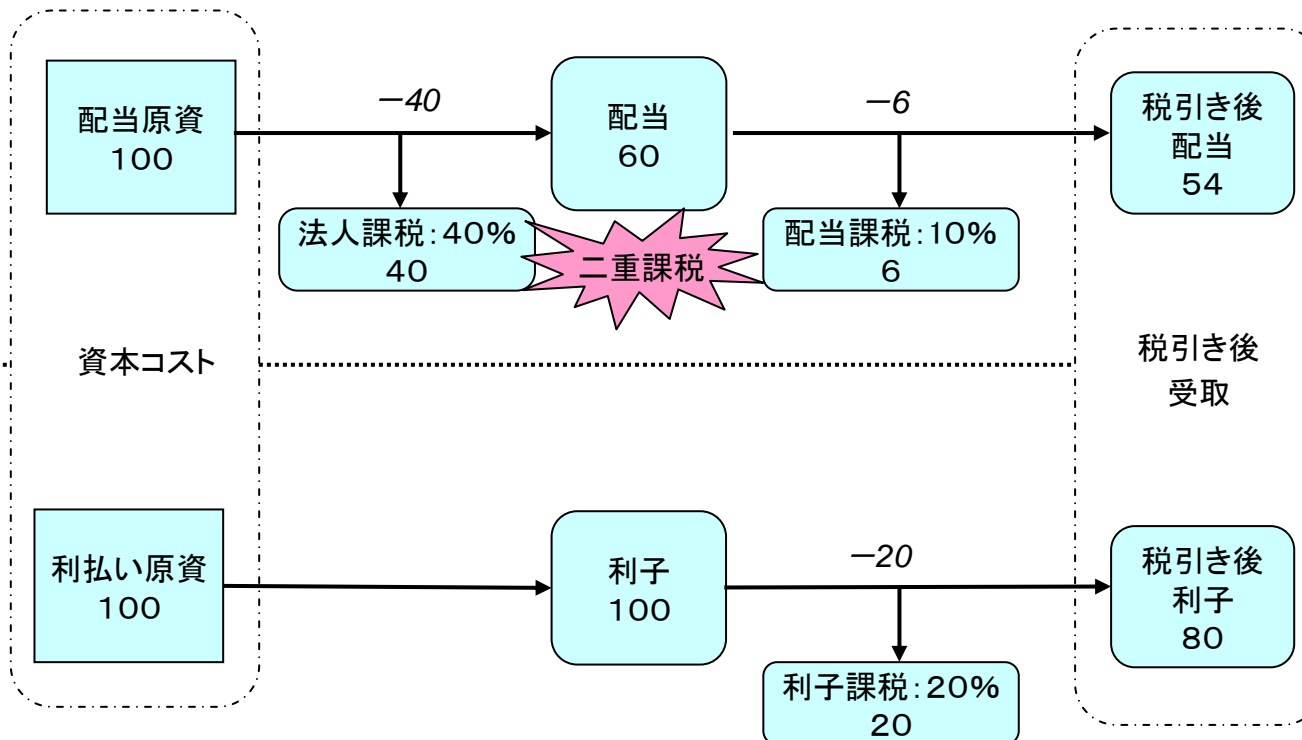
(参考2) 配当の二重課税問題

法人からの配当には、二重課税が発生

⇒ 法人の資本調達に歪み

⇒ 軽減税率の廃止は、資本調達の歪みを更に拡大

株式による資本調達



軽減税率10%でも
利子より不利な取扱い



本則税率20%になると
更に不利に

(注) 配当の二重課税問題は、法人の受取配当においても発生

(参考3) 軽減税率の導入・延長の経緯

平成15年度改正

- 軽減税率10%を導入(平成15年～平成19年末まで(5年間))
 - －「貯蓄から投資へ」の流れの促進
 - －景気の落ち込みや株式市場の低迷(平成14年末:日経平均 8,579円)
 - －金融機関の不良債権問題への対応

平成19年度改正

- 軽減税率10%を1年間延長(平成20年末まで)
(注)平成18年末:日経平均17,226円

平成20年度改正

- 軽減税率10%期限切れ → 原則として本則税率20%へ移行(平成20年末)
 - 一方で、少額の譲渡益(500万円以下)及び少額の配当(100万円以下)については、軽減税率10%を適用(平成22年末まで)
 - －本則税率20%への移行の円滑な実施のため
- (注)平成19年末:日経平均15,308円

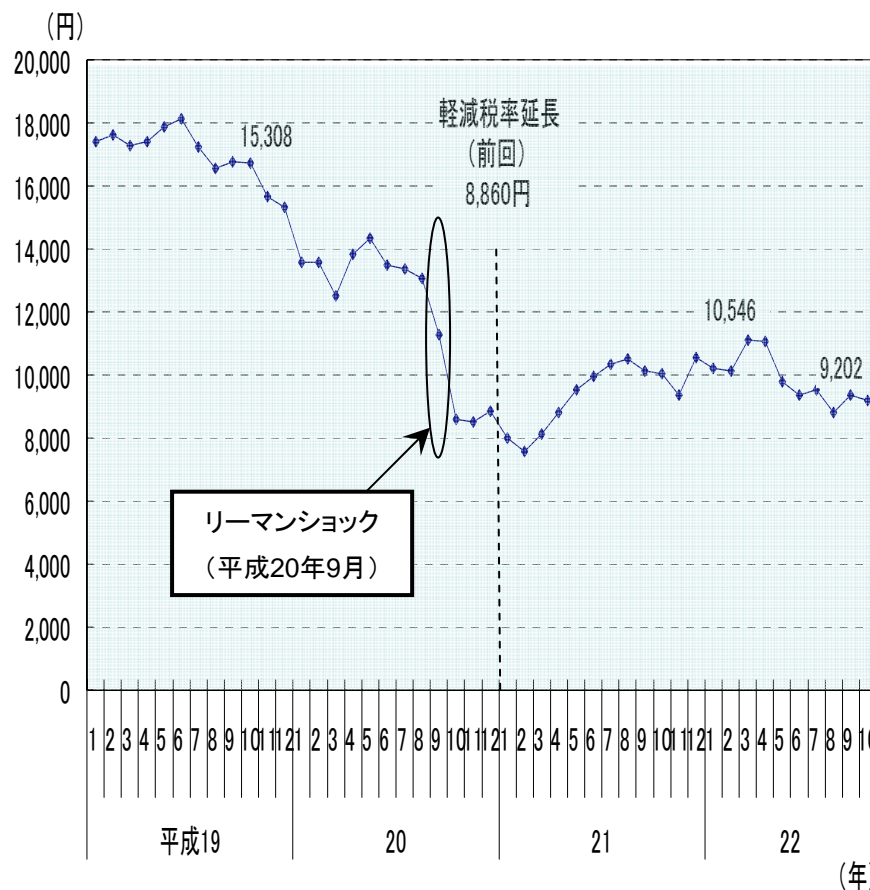
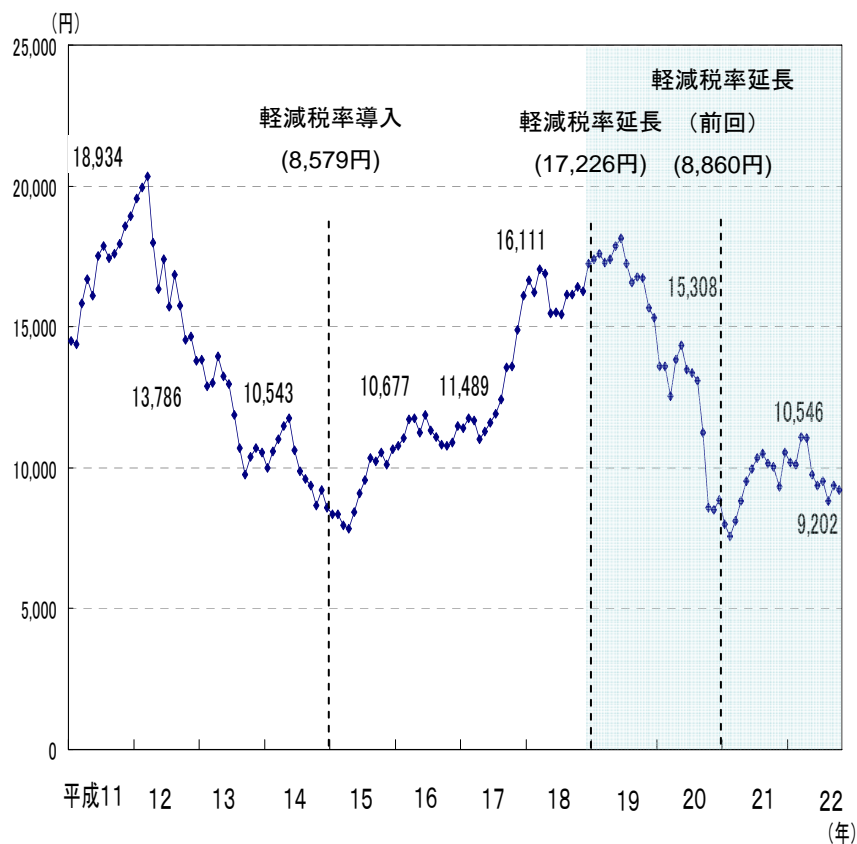
平成21年度改正

- 本則税率20%への移行を中止し、軽減税率10%を3年間延長(平成23年末まで)
 - －厳しい経済金融情勢(平成20年末:日経平均8,860円)
 - (注)平成20年9月に、リーマン・ショック発生
 - －金融市場の活性化

(参考)「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月19日)

- 国民生活を守り、今年度からの3年間のうちに景気回復を最優先で実現する見地から、内需を刺激するための減税等経済金融情勢の変化等に対応した税制措置を講じる。

(参考4) 日経平均株価の推移



(出典) 東京証券取引所「東証要覧」

(注1) 各月末の終値

(注2) グラフ中の数値は、12月末の終値。ただし、平成22年については10月末の終値

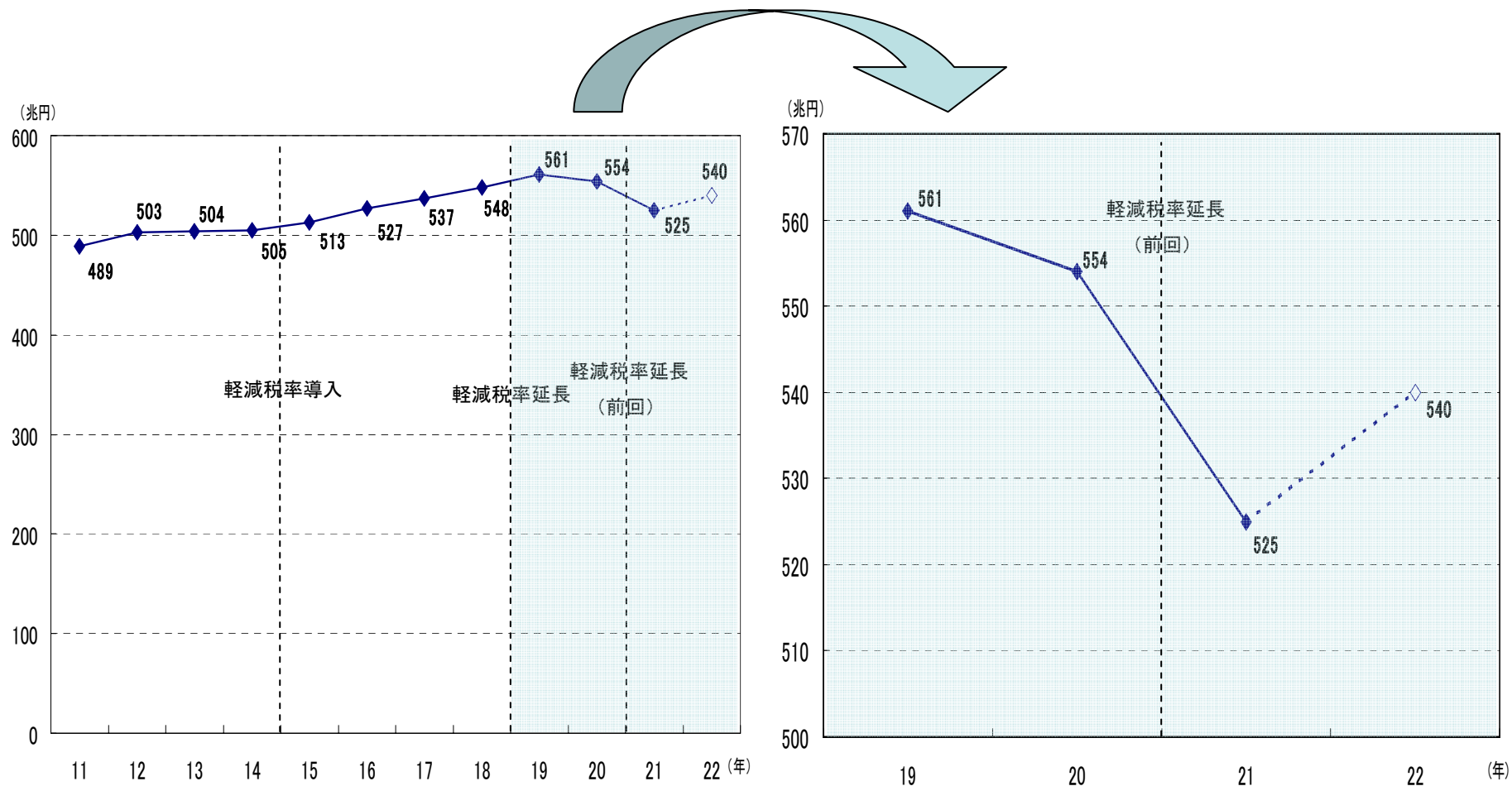
(参考5)リーマンショック後の主要国の株価推移



(注1) 日本は日経平均株価指数、アメリカはNYダウ工業平均指数、英国はFT100株価指数、ドイツはDAX株価指数、フランスはCAC40指数

(注2) 直近値は10月末の値

(参考6)実質GDPの推移

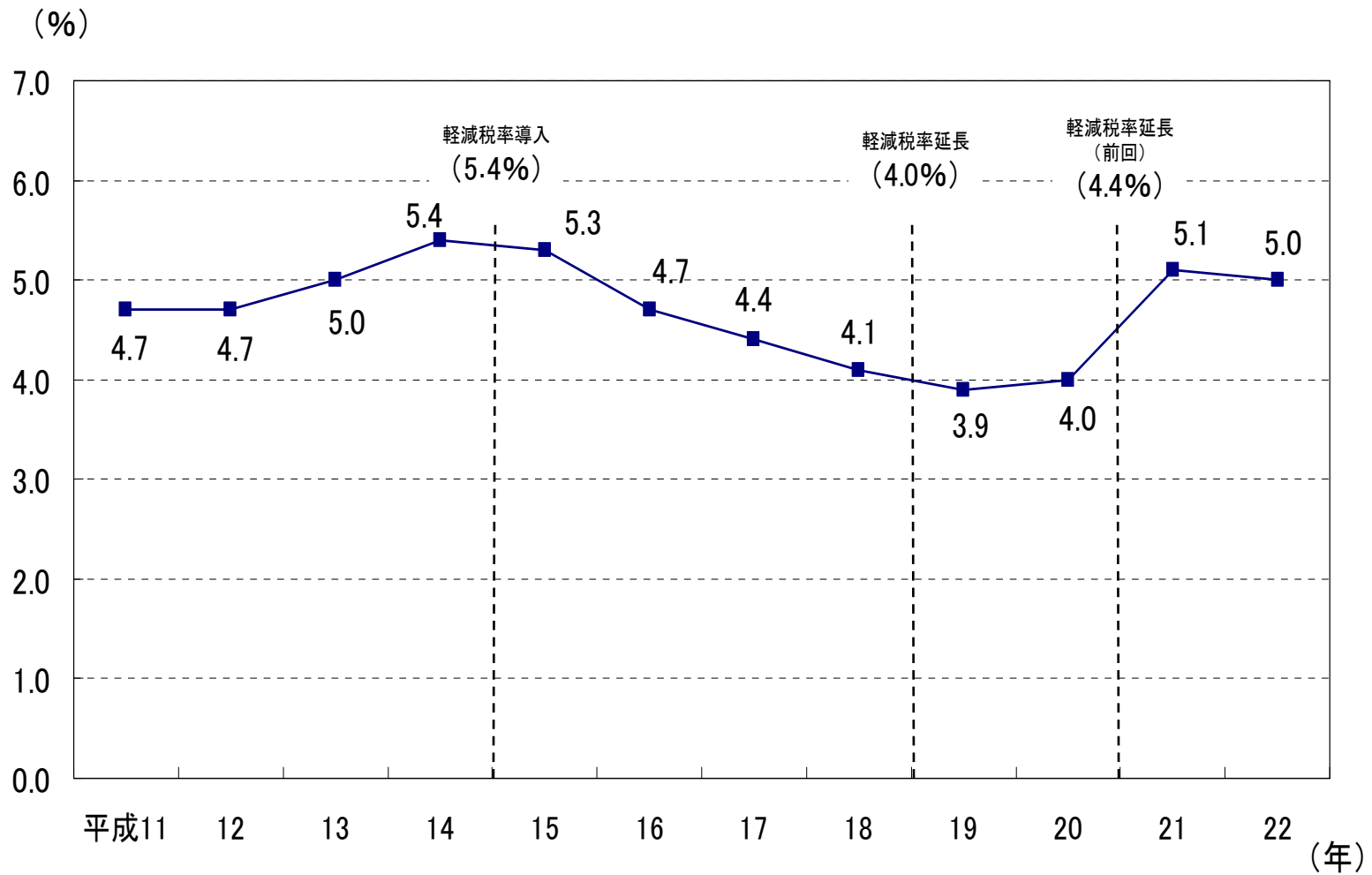


(出典)内閣府「国民経済計算SNA」

(注1) 暦年ベース ただし、平成22年は4～6月期における実額からの2次速報値

(注2) 実額は兆円未満を四捨五入で記載

(参考7)完全失業率の推移



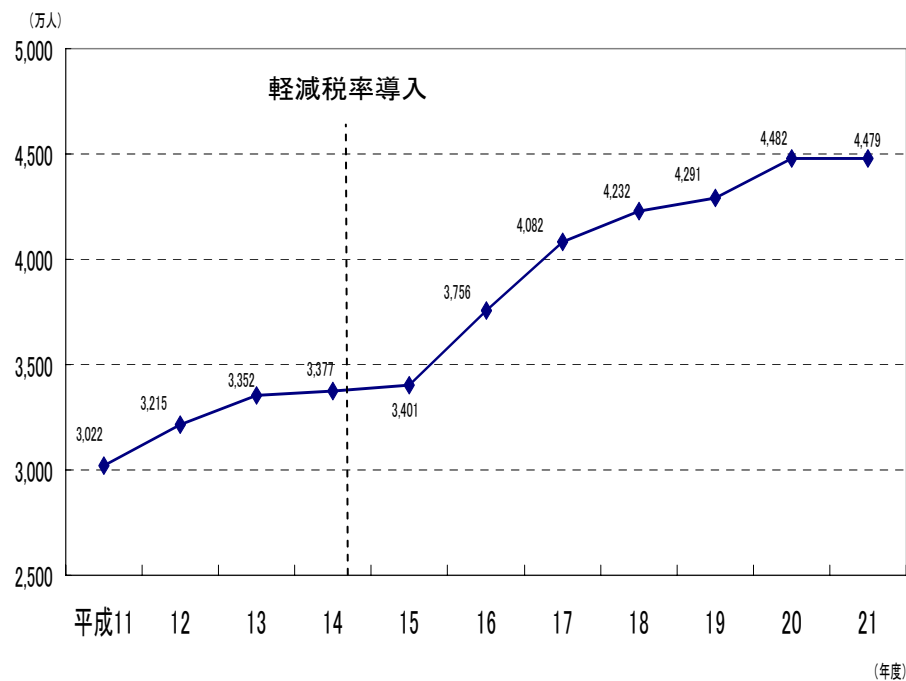
(出典)総務省「労働力調査」

(注1) 暦年ベース ただし、平成22年は9月期の速報値

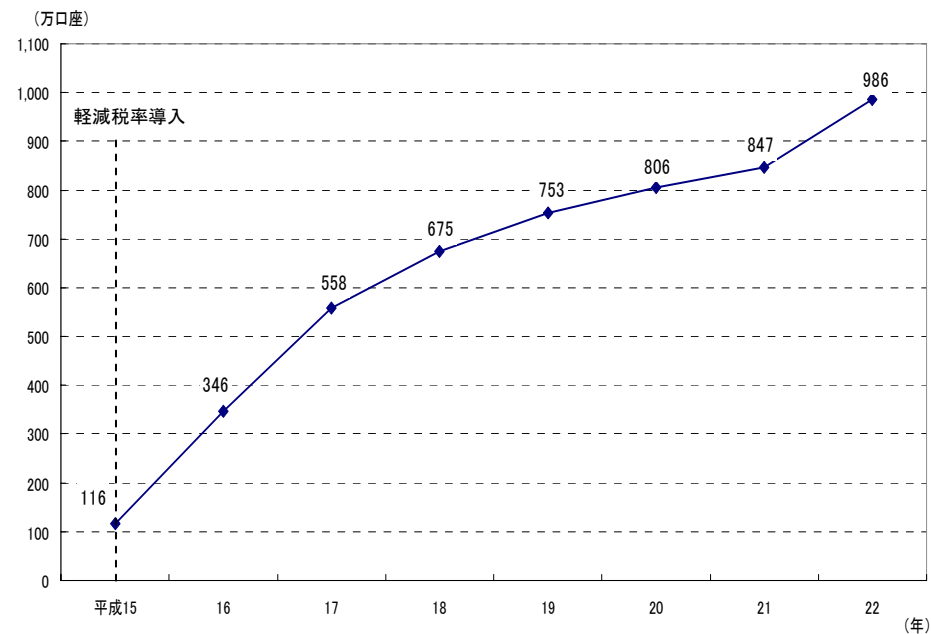
(注2) ()内の数値は、12月期の値

(参考8) 個人株主数及び特定口座数の推移

個人株主数の推移(全国上場企業)

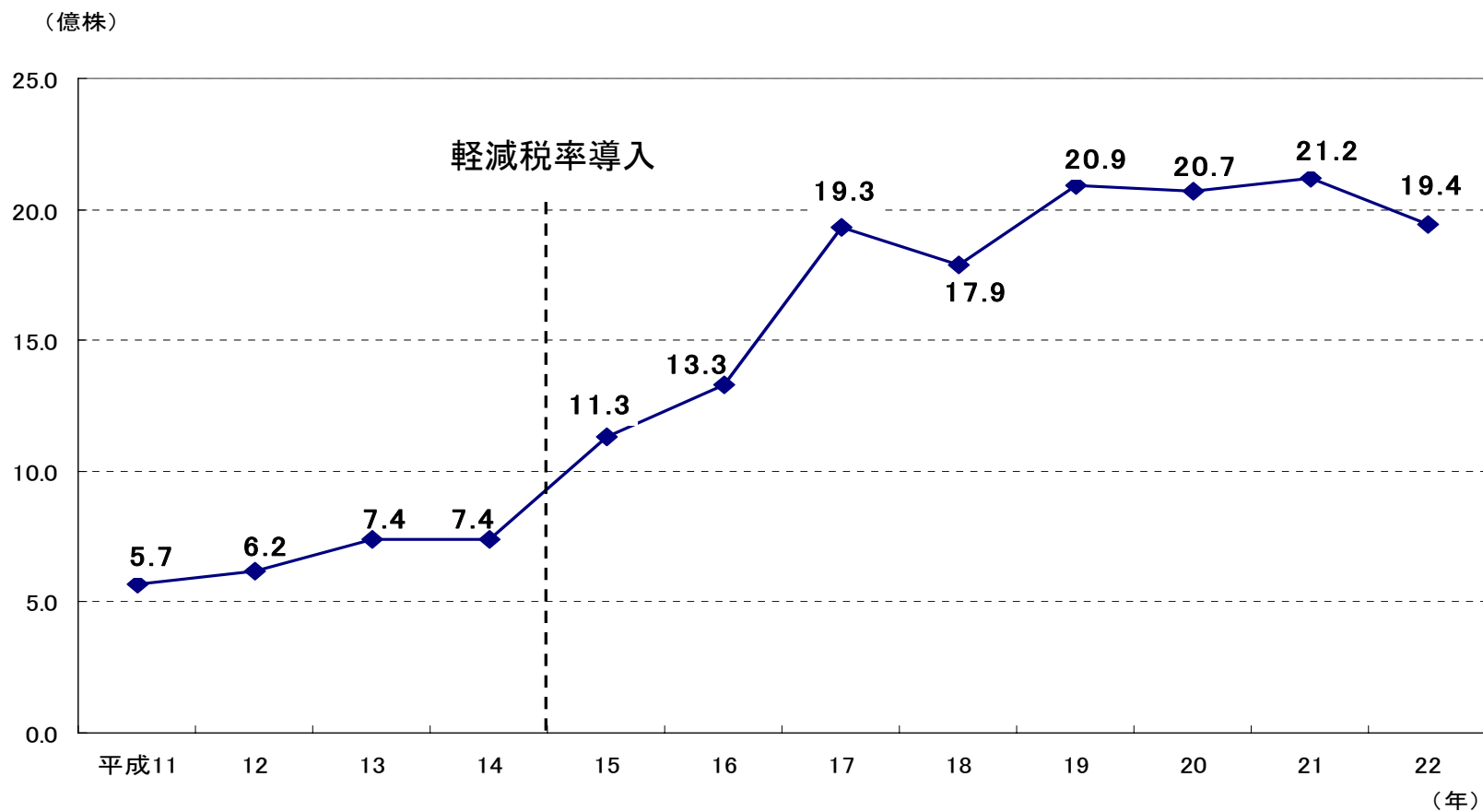


特定口座数の推移(主な証券会社16社)



- (出典) 個人株主数の推移: 東京証券取引所等「平成21年度株式分布状況調査」
 特定口座数の推移: 日本証券業協会に加盟する主な証券会社(16社)のデータ
 (注) 個人株主数については、延べ人数を使用

(参考9) 東証一部一日平均売買高の推移

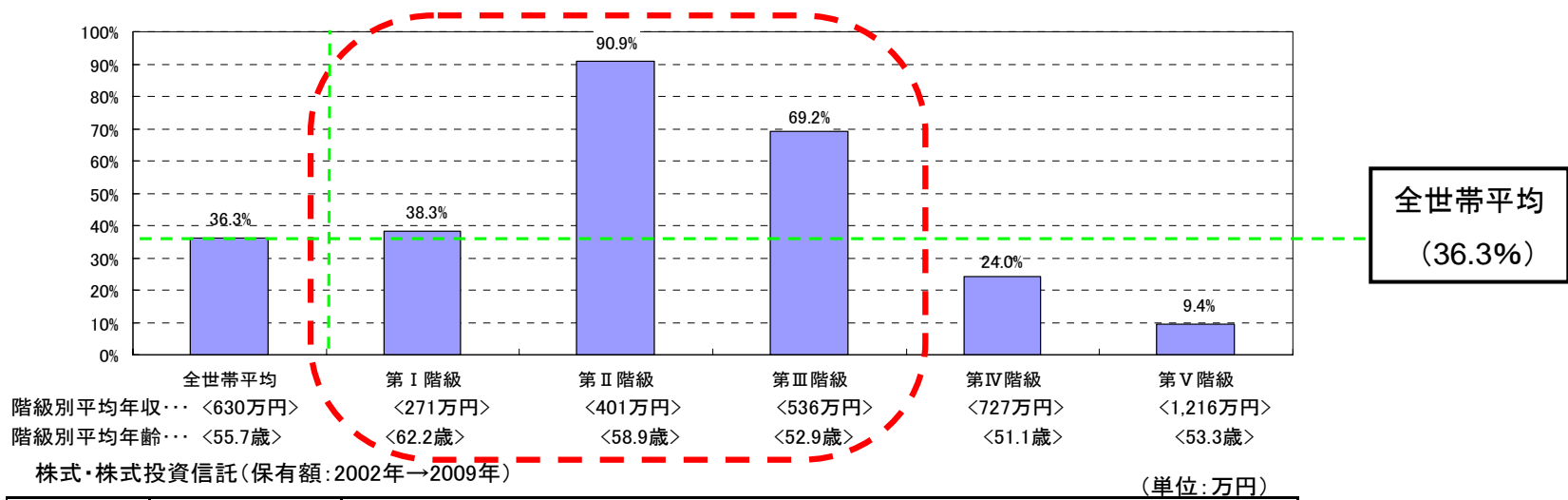


(出典) 東京証券取引所「統計月報」

(注) 平成22年は1～9月の平均値

(参考10) 株式・株式投資信託保有額の伸び率(所得階層別)(平成14年→平成21年)

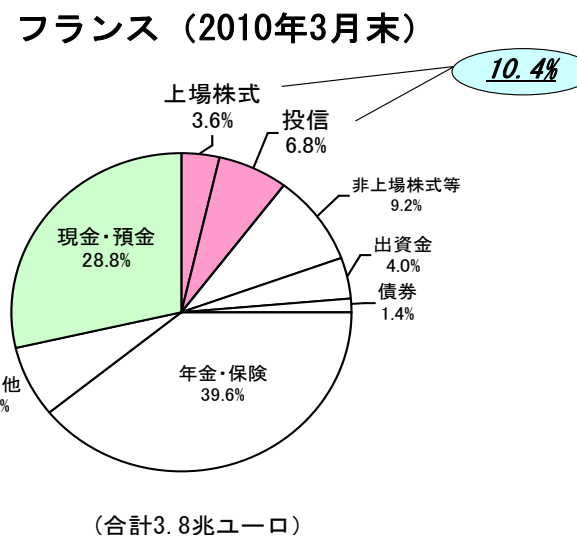
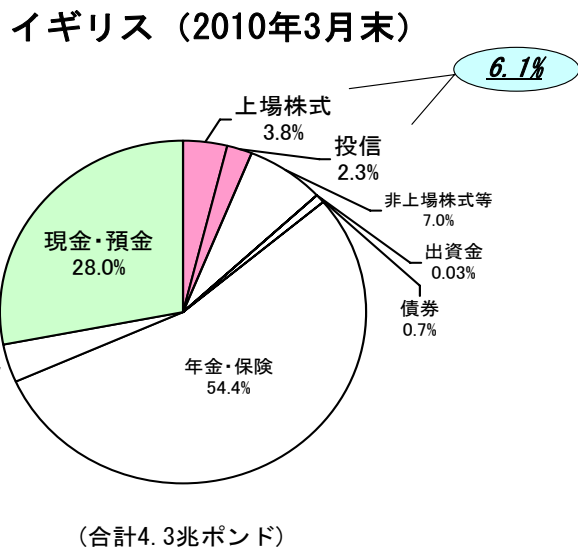
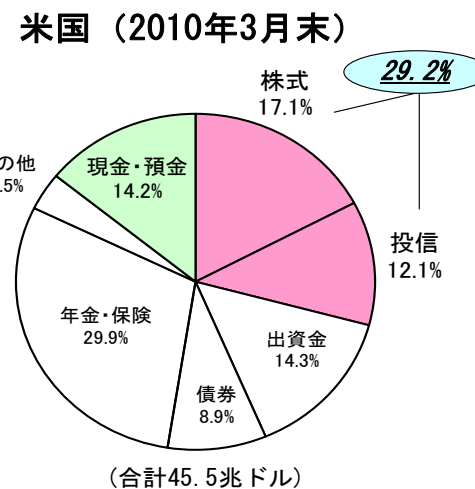
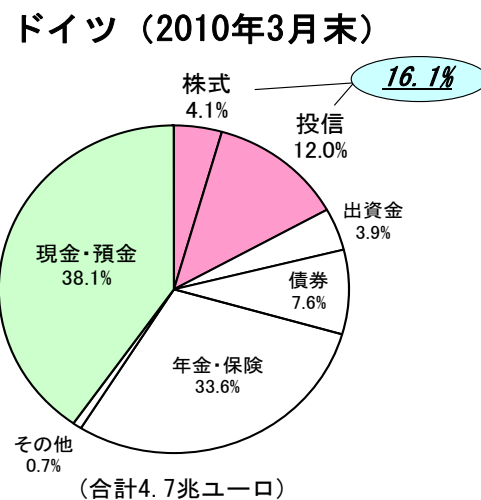
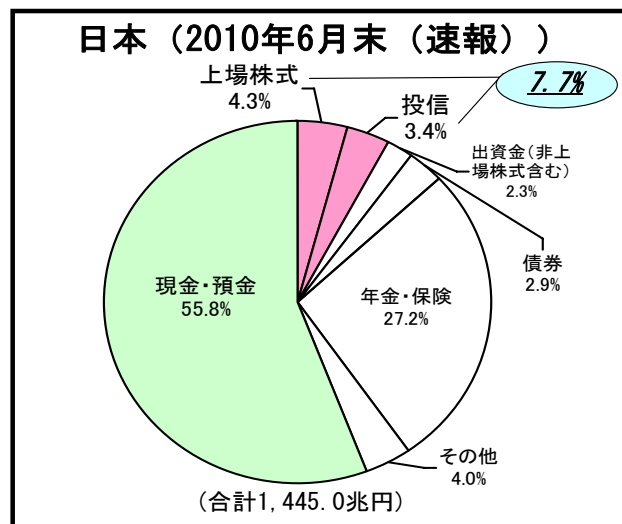
軽減税率導入後に、株式・株式投資信託の保有を伸ばしているのは、高所得者層よりも、むしろ中・低所得者層



暦年	全世帯平均 <630>	年間収入5分位階級別 (<>内は階級毎の2009年における平均年収)				
		I <271>	II <401>	III <536>	IV <727>	V <1,216>
2002(H14)	102	47	77	78	104	203
2009(H21)	139	65	147	132	129	222

[備考] 2009年(平成21年)平均年収
 第Ⅰ階級 271万円、第Ⅱ階級 401万円、第Ⅲ階級 536万円、第Ⅳ階級 727万円、第Ⅴ階級 1,216万円、全世帯平均 630万円
 2009年(平成21年)階級別年収区分
 第Ⅰ階級: ~345万円、第Ⅱ階級: 345~462万円、第Ⅲ階級: 462~616万円、第Ⅳ階級: 616~864万円、第Ⅴ階級: 864万円~
 (注) 現行税率(10%)は2003年(平成15年)より開始(譲渡益は1月から、配当は4月から)。
 二人以上の全世帯(農林漁業世帯を含む)が調査対象。2002年は6,822世帯、2009年は6,402世帯が調査対象。
 株式・投資信託の保有額は時価。

(参考11) 家計等の金融資産に占める株式・投資信託の割合の国際比較



(注) 日本は「家計」をベースとした値。アメリカ、ドイツ、イギリス、フランスは「家計」+「民間非営利団体」をベースとした数値である。

(出典) 日本: 日本銀行「資金循環統計」、アメリカ: Federal Reserve Board "Flow of Funds Accounts"、イギリス: Office for National Statistics "Financial Statistics Consistent"、ドイツ: Deutsche Bundesbank "Monthly Report"、フランス: Banque de France "Quarterly financial accounts France"

(参考12) 個人投資家の株式投資に係る税制の国際比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
株式等	譲渡益課税 10% (分離課税) ※2011年末までの時限措置 (2012年以降は20%)	長期: 0%、15% (注1) (12ヶ月超保有) (税率 10, 15, 25, 28, 33, 35%) 2010年末までの時限措置(注2) 短期: 10~35% (注1)	18% (分離課税) (土地等の譲渡益と合わせて 10, 100ポンドが 非課税)	25% (分離課税) (注4) (但し、一定額以下(注5)は 非課税) 一定の場合は 総合課税 (0-45%) を選択可能 (注6)	長期: 非課税 (注7) (8年超保有) 短期: 18% (分離課税) (注7) (但し、一定額以下(注8)は 非課税)
	配当課税 10% (申告不要) (源泉徴収: あり) ※2011年末までの時限措置 (2012年以降は20%) 又は、以下のいずれかを選択 ①5%~40%+住民税+配当控除 (総合課税) ② 10% (分離課税)	0%、15% (注1) (税率 10, 15, 25, 28, 33, 35%) 2010年末までの時限措置(注2) (源泉徴収: なし)	0%、10%、42.5% 部分的インビュテーション方式 (注3) (総合課税)	25% (分離課税) (注4) (但し、一定額以下(注5)は 非課税) 一定の場合は 総合課税 (0-45%) を選択可能 (注6)	18% (源泉分離課税) (注7) 又は 受取配当の60%を 課税所得に算入のうえ 0~40% (注7) (総合課税) (但し、一定額以下(注9)は 非課税)
利子課税	20% (源泉分離課税)	10~35% (注1) (総合課税)	0%、20%、50% (総合課税)	25% (分離課税) (注4) (但し、一定額以下(注5)は 非課税) 一定の場合は 総合課税 (0-45%) を選択可能 (注6)	18% (源泉分離課税) (注7) 又は 0~40% (注7) (総合課税)

(注 1) アメリカは他に地方税が課税。

(注 2) 2011年大統領予算案において、年間合計所得が200,000ドル(夫婦合算の場合は250,000ドル)以下の者については、軽減税率を恒久化することが提言。

(注 3) イギリスにおける部分的インビュテーション方式とは、受取配当にその1/9を加えた額を課税所得に算入し、算出税額から受取配当額の1/9を控除する方法。

(注 4) ドイツは他に連帯付加税(税額の5.5%)が課税される。法人税率を引き下げたうえ(25%→15%+地方税)、金融所得の一元課税を導入。

また、法人においては、EBITDA(利子、税金、償却前利益)の30%を超過する支払利子について損金算入制限を措置。

(注 5) 一定額以下とは、年間配当・利子・譲渡益をあわせて801ユーロ以下。

(注 6) 適用される累進税率が25%以下の場合、総合課税選択可能。又、25%以上の株を保有する大口株主等については、受取配当の60%を課税所得に算入し総合課税を選択可能。

(注 7) フランスは他に社会保障関連税(12.1%)が課税。

(注 8) 一定額以下とは、年間譲渡額25,830ユーロ以下。

(注 9) 一定額以下とは、年間1,525ユーロ以下(少額株式配当)。

1. 経済の持続的な成長への貢献(2)

◆金融商品に係る損益通算範囲及び損失繰越期間の拡大

【現状及び問題点】

- 金融商品については、商品間の損益通算の範囲が限定的（損失繰越期間も現状3年に制限）
⇒ 投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況



【要望事項】 金融商品に係る損益通算範囲及び損失繰越期間を拡大すること

金融商品に係る課税方式(現状)

現状、損益通算が認められている範囲

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離(配当所得)	申告分離(譲渡所得)
債券・公社債投信・預金	源泉分離(利子所得)	非課税
先物取引(取引所取引)	申告分離(雑所得)	

(注) 現状は、損益通算後、なお引き切れない損失は3年の繰越控除が可能

【平成22年度税制改正大綱(抜粋)】

金融証券税制については、金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成23年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討する。

2. アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立(1)

◆イスラム金融に関する所要の税制措置

【現状及び問題点】

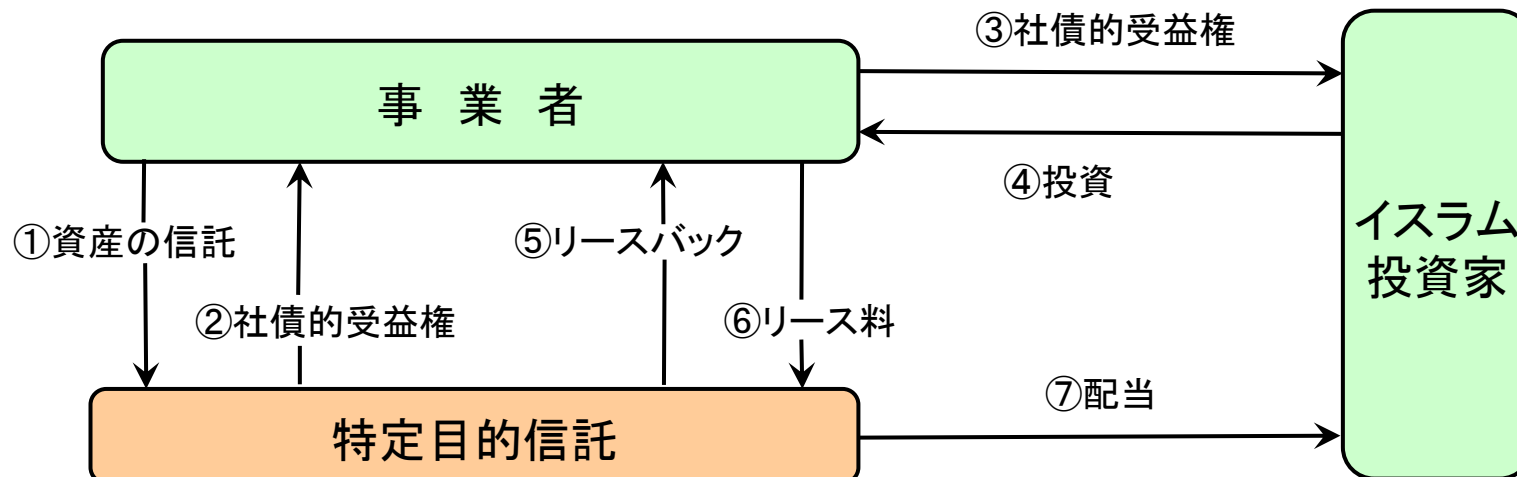
- イスラム投資家は、宗教上の理由から金利の受領が禁止されているため、出資の形態をとるイスラム債にのみ投資可能
- 主要国では、外国投資家が受けるイスラム債(出資)の配当は非課税であるが、我が国では課税
⇒ 我が国の金融・資本市場にイスラム・マネーを全く呼び込めていない状況

【要望事項】

外国投資家が受ける特定目的信託の社債的受益権の配当を非課税とすること

- ※ 「社債的受益権」とは、あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権。法律上はイスラム投資家も投資可能な出資に相当
- ※ 現状、外国投資家が受ける公社債の利子は非課税

<イスラム債の発行スキーム>



2. アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立(2)

◆証券貸借取引に関する所要の税制措置

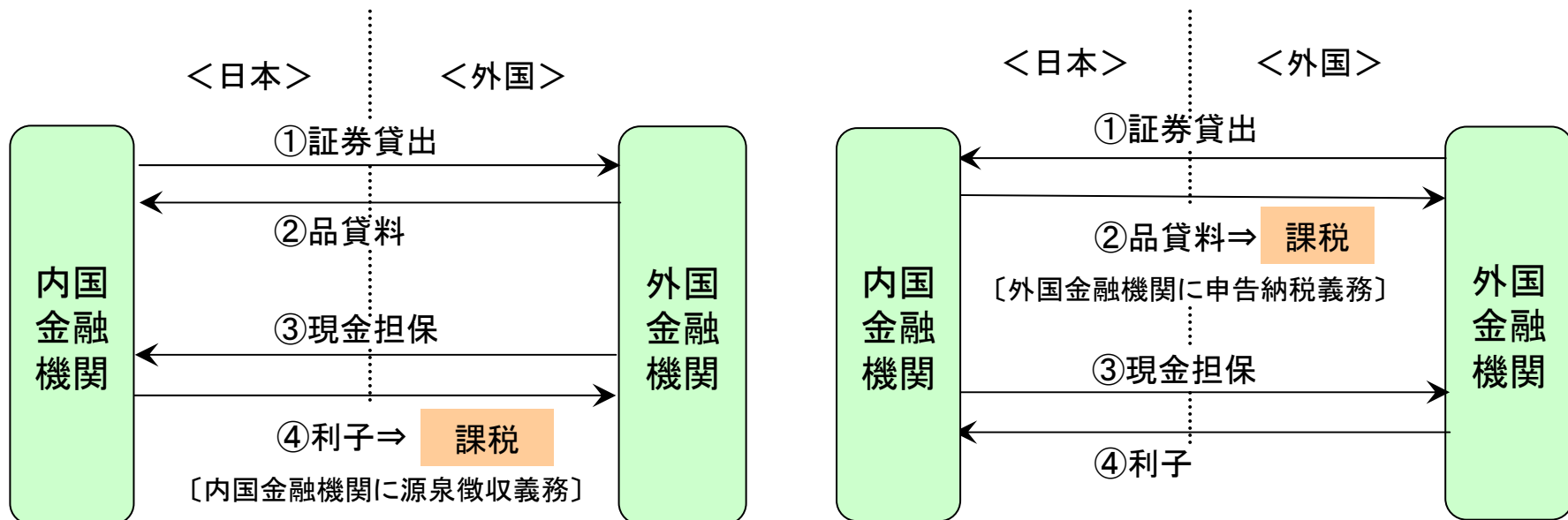
【現状及び問題点】

- 「証券貸借取引」とは、現金等を担保に証券を貸し出し、予め定められた期日に現金担保利子を支払うとともに、証券の品貸料を得る取引
- 主要国では、証券貸借取引において、外国金融機関が受ける現金担保利子及び品貸料は非課税であるが、我が国では原則として課税(租税条約で非課税とされる場合等を除く)
⇒ 国境をまたぐ金融機関の証券貸借取引が活発化しづらい状況



【要望事項】

外国金融機関が受ける証券貸借取引に係る現金担保利子・品貸料を非課税とすること



2. アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立(3)

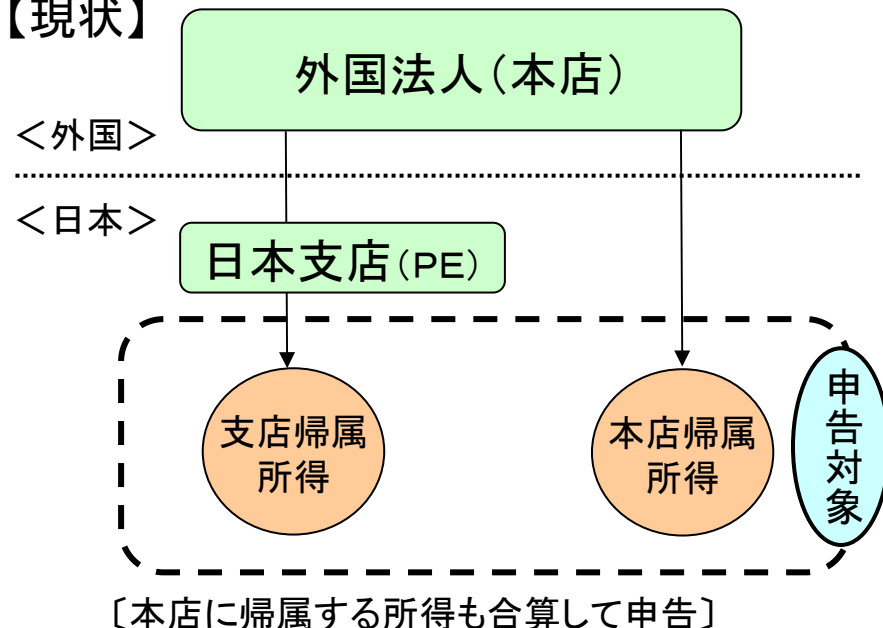
◆国際課税原則の見直し(「総合主義」から「帰属主義」への変更)

【現状及び問題点】

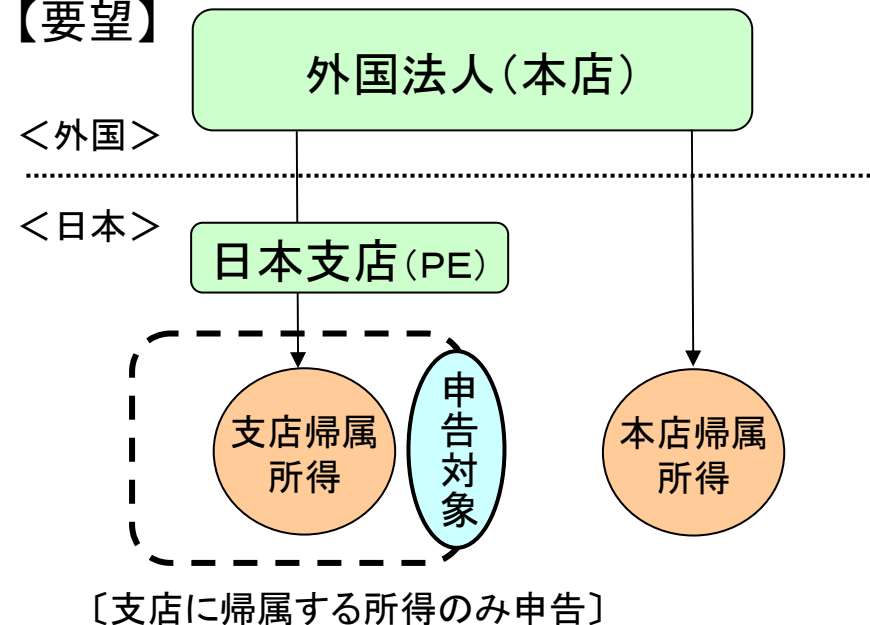
- OECD加盟国のほぼ全てにおいては、外国法人が国内に恒久的施設(PE)を有する場合、PEに帰属する所得のみが申告対象(「帰属主義」)
 - 我が国においては、外国法人が国内にPEを有する場合、PEに帰属しているか否かを問わず、すべての国内源泉所得について申告が必要(「総合主義」)
- ⇒ 税制がグローバル・スタンダードから乖離しており、対内投資の阻害要因となっている状況

【要望事項】 外国法人の申告対象を、恒久的施設(PE)に帰属する所得に限定すること

【現状】



【要望】



3. 国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大(1)

◆特定口座の利便性向上に向けた所要の措置

【現状及び問題点】

- 「特定口座」は、個人投資家の納税事務の負担を軽減する観点から設けられた制度
 - － 平成22年6月末の時点で、約2,300万口座が開設
- 特定口座の預け入れ対象となる上場株式等は、税法に限定列挙
- 個人投資家の参加拡大を図る観点から、預け入れ対象となる上場株式等の範囲拡大が必要



【要望事項】

- 以下に掲げる上場株式等について、特定口座への預け入れ対象に追加すること
 - ・ 「相互会社の株式会社化」に伴い発生した上場株式（特別口座で管理されているものに限る）
 - ・ 「株式無償割当」により取得した上場株式（基準となる上場株式を一般口座に預け入れている場合）
 - ・ 「新株予約権無償割当」により取得した上場新株予約権
 - ・ 「特定口座内保管上場株式等である新株予約権」の行使により取得する上場株式
 - ・ 「非適格ストックオプション」の権利行使により取得した上場株式
 - ・ 「被相続人等の持株会等口座」から相続等により取得した上場株式等

3. 国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大(2)

◆店頭デリバティブ取引等の申告分離課税化

【現状及び問題点】

- 「市場デリバティブ取引等」は「申告分離課税」である一方、「店頭デリバティブ取引等」は「総合課税」
- 店頭デリバティブ取引と市場デリバティブ取引は、経済的性質が同一の金融商品取引であるが、同一の課税がなされていない

(参考) 店頭デリバティブ取引については、段階的に、市場デリバティブ取引と同様の証拠金規制等が整備され、現在、市場取引と店頭取引とで規制上の大きな差は存在していない。

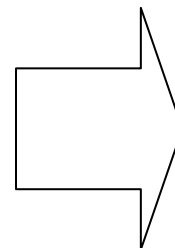


【要望事項】

- 「店頭デリバティブ取引等」に対する課税方式を「申告分離課税」とすること
- デリバティブ取引等(市場・店頭)について、「特定口座」での取扱いを認めること

(現 状)

	金融先物(通貨・金利) 有価証券関連デリバティブ 商品先物
市場取引	申告分離 (雑所得)
店頭取引	総合 (雑所得)



(要 望)

	金融先物(通貨・金利) 有価証券関連デリバティブ 商品先物
市場取引	申告分離 (雑所得)
店頭取引	

[その他の要望事項] ◇は日切れ関連要望： 延長等が措置されない場合には、取引コストの突然の上昇により一時的に取引が停止する等、国民経済の安定に支障を来たすおそれ

- ◇ 協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例措置の恒久化
- ◇ 特別法人税の撤廃
- ◇ 特定目的会社、投資法人等の不動産取得税の特例措置の延長
- ◇ 特定目的会社の登録免許税(抵当権等)の特例措置の延長
- ◇ 破綻金融機関・保険会社等から協定銀行が不動産を取得した場合における不動産取得税の非課税措置の延長
- ◇ 少額短期保険業者に係る法人事業税の特例措置の延長

- ◆ 投資法人の導管性要件である投資口国内募集50%超要件の見直し
- ◆ 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の引上げ
- ◆ 日本版ISA(少額投資非課税制度)に関する利便性の向上・事務手続の簡素化
- ◆ 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
- ◆ 保険会社に係る法人事業税の現行課税方式の維持
- ◆ 企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制上の特例措置の継続
- ◆ 日本版プラント・ギビング信託に係る税制上の特例措置の創設
- ◆ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正(適格機関投資家関係)に伴う所要の税制措置
- ◆ 生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収の取扱いについて
- ◆ 非居住者債券所得非課税制度の適用対象者の明確化